|  |
| --- |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書  　私（当法人・当組合）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。  　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。  １　私（当法人・当組合）は次のいずれにも該当しません。  　(１)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  　(２)　本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  　(３)　本法第１２条又は第１６条の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人又は組合である場合においては、当該取消しの処分にかかる行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人又は組合の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）  ２　１の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。    年　　月　　日  　西　宮　市　長　殿  　　　　　　　　　　　　　　　申請者  　　　　　　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 |